

# 介護保険審査会への審査請求

市町村が行った介護保険に関する処分のうち保険給付に関する処分（要介護認定等に関する処分等）又は介護保険料等の徴収金に関する処分について不服がある方は、埼玉県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

審査請求は市町村の処分の通知を受け取った日（処分の内容を知った日）の翌日から3カ月以内に行うことが必要です。

## 1 審査請求のお問い合わせ

審査請求の対象となる処分通知には、その処分を行った市役所・町村役場の連絡先が示されています。

まずは、市町村に、具体的にどのようにその処分が決定されたかについてお問い合わせください。それでもなお、その決定が法令等に基づいて行われていないなど、疑義がある場合には、処分通知に示された県の介護保険審査会にご連絡ください。

埼玉県介護保険審査会は、市町村が決定した処分が適法・正当に行われているか審査し、裁決（認容、棄却、却下）します。なお、埼玉県介護保険審査会では「要介護度を〇〇に変更する。」や「保険料を〇〇円に減額する。」など市町村の処分を変更する裁決を行うことはありません。

※「認容」…原処分（市町村等の処分）は取り消されます。市町村は裁決を受けて処分をやり直します。

「棄却」…原処分（市町村等の処分）は適法・妥当なものとされ、取り消されません。したがって、市町村の要介護・要支援認定、介護保険料等の決定はそのまま有効です。

「却下」…審査請求が不適法であるとし、審査判定自体を行いません。（市町村の処分はそのまま有効です）

## 2 審査請求の方法・様式

審査請求する場合は、次の書類を正副2通提出してください。

- (1) 審査請求書[WORD ファイル]                      記入例[PDF ファイル]
- (2) 審査請求理由書[WORD ファイル]              記入例[PDF ファイル]
- (3) 処分を示す決定通知書の写し（裏面に印字があれば裏面を含みます。）  
（市町村から通知された要介護認定決定通知書、介護保険料納入通知書 など）
- (4) 委任状[WORD ファイル]                          記入例[PDF ファイル]  
（ご家族などが審査請求の手続きを代理する場合に必要です。）

## 3 審査請求書の提出先

審査請求書は埼玉県福祉部地域包括ケア課（埼玉県介護保険審査会の事務局）のほか、処分を行った市町村に提出することもできます。